

〔令和5年4月11日〕
教育実践研究推進本部

改正（施行）令5.11.24（5.11.24）

（投稿有資格者）

- 1 東京学芸大学（以下「本学」という。）の学系，教職大学院，大学教育研究基盤センター機構，現職教員支援センター機構，先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構の専任教員，特任教員，特命教員及び専門研究員は，筆頭著者として，この投稿要領に従い『東京学芸大学論叢』（以下「本誌」という。）に論文を投稿することができる。

（理念）

- 2 投稿原稿は，本学が文部科学大臣から教員養成フラッグシップ大学の指定を受けた，我が国における教育者養成を目的とする中核的な大学ならではの独自性ある研究成果を踏まえたものとする。また，本学において独自の目的をもって実施している，特別開発研究プロジェクト，学習指導要領，幼稚園教育要領及び教科書に関する研究プロジェクト，大学院教育改善に関する研究プロジェクト等の成果についても，本誌への積極的な投稿が望まれる。

（特性）

- 3 本誌に投稿される「論文」は，広く学校教育，教員養成及び教育支援と関わる広域的な学術研究の独自性のある成果を論述したものとし，あわせて下記の成果も「論文」として投稿を受け付けるものとする。

(1) 研究動向・事実状況等を展望し研究上の提言を行ったもの

(2) 史・資料の紹介に重点を置きつつ考察を加えたもの

(3) その他の萌芽的研究を記述したもの

ただし，教育実践について検討したものについては，実践の結果に関する考察（例：カリキュラム開発及び新たな教育プログラムに結実するもの）及び提案を含むものとし，実践の報告のみにとどまるものは投稿の対象としない。

（投稿の制限）

- 4 前項の論文（以下「投稿論文」という。）を投稿しようとする者は，論叢編集会議（以下「編集会議」という。）にいつでも投稿することができる。—が，編集会議は，既投稿論文の査読結果が確定されるまで，別の論文の投稿は受理しない。ただし，既投稿論文が共著である場合（筆頭著者，投稿責任者であるものを除く。）に，単著論文の投稿を希望する場合は，1編に限り投稿を受理する。

また，投稿論文が本誌に掲載されることが決定した場合，当該論文が掲載される号が刊行されるまで，別の論文の投稿は受理しない。ただし，当該論文が共著

である場合（筆頭著者，投稿責任者であるものを除く。）に，単著論文の投稿を希望する場合は，1編に限り投稿を受理する。

なお，共著論文について，投稿責任者である場合は，当該投稿論文を当該投稿責任者の単著論文と同様に扱うが，それ以外の場合は，投稿数の上限を定めない。

- 5 投稿原稿は未発表のものに限る。ただし，口頭発表，その配布資料等は，この限りではない。

（投稿論文の形式）

- 6 投稿原稿は，和文で作成するものとする。
- 7 本誌に掲載される記事の分量は，20,000字以内とする。なお，分量計算にあたっては，タイトル，注記及び引用文献（図表タイトル及び挿入箇所の指示を除く。）を本文の字数に含め，図表については，投稿票の指示に従い，該当スペースに相当する文字数を算出すること。
- 8 原稿はワープロソフトによって作成することとする。原稿はA4判用紙を縦長に用い，文字サイズは10.5ポイントとし，横書き・段組なしで40字×35行（余白は左右各30mm，上35mm，下30mm）とする。

原稿には，ページ番号を付すこと。

（投稿項目）

- 9 投稿の際には，和文タイトル，英文タイトル，500単語以内の英文要旨及びその邦訳文，5語以内のキーワード（英語及び邦訳）（以下「要旨等」という。）を1つのファイルにまとめ，本文と別のファイルで添付する。

なお，英文タイトル及び英文要旨については専門業者等によるネイティブチェックを受けること。

- 10 倫理的配慮等については，以下のとおりとする。
- (1) 倫理上の配慮を要する研究に該当する場合は，行った配慮（研究倫理委員会での承認等）について，論文中に明記すること。
- (2) 論文中の個人情報の保護及び掲載する資料等の著作権処理については，著者の責任で適切に処理すること。
- 11 本文，図表及び要旨等には，著者を特定できる語句（氏名，所属，謝辞等）は書き入れない。また，著者本人の文献を引用する際も，それが著者のものであることが特定できるような表現（例：筆者らは以前の研究（学芸他，2020）で・・・）では書き入れない。

別紙「投稿票」に必要事項を付記し，原稿とともに提出する。

- 12 注及び引用文献は，原則として，論文末に一括して掲げる形式をとるものとする。

引用の表記及び参考文献と本文の関連付けには，バンクーバー方式（引用順列記方式）又はハーバード方式（著者名・発行年方式）のいずれかの記載方式を選

択すること。

- 13 図表はその必要性をよく吟味した上で、掲載された時に問題なく文字を読むことができるサイズ及び画質で作成し、本文と別のファイルで提出すること。図表のタイトルは、該当する図・表とともに文字データで記載し、本文中には記さないこと。図表は、本文に直接挿入せず、挿入する箇所を本文中に明記すること（例：図1をここに挿入）。

（投稿方法）

- 14 投稿原稿は、Eメールに添付して提出すること。その際、投稿票、本文、図表、要旨等の投稿ファイルは全てPDF形式で保存し、それらをZIP形式で1つのファイルにまとめて提出すること。その際、本文、要旨等のワープロソフトファイルと一緒に提出すること。各ファイルには「投稿票」、「本文」等その内容がわかる名称をつけ、それらをまとめたZIPファイルには「投稿原稿一式」という名称をつけること。ただし、ファイル名及びファイルのプロパティから著者名がわからないようにすること。添付ファイルの容量は25MBまでとする。

提出先は、東京学芸大学財務・研究推進部研究・連携推進課研究推進係気付『東京学芸大学論叢』編集会議宛とする（Eメールアドレス：tguconsou@u-gakugei.ac.jp）。投稿してから3日以内（土日祝日及び研究推進系の休業期間を除く。）に研究推進係から著者に返信がない場合は、電話等で照会すること。

（再投稿）

- 15 東京学芸大学論叢出版規程（令和5年規程第18号）第4条の規定に基づく審査を経て修正した原稿を投稿する際には、修正対応票（任意様式）を添付すること。その他の提出物、提出手順は初回投稿時と同じとする。

修正対応票には、査読者からの全ての指摘について、原稿中のどの部分をどのように修正したかを具体的に記すこと（修正しない場合はその理由を説明すること）。また、査読者の指摘を受けていない箇所（タイトル、要旨及び図表を含む。）について修正を行った場合には、その内容とともに修正を行った理由も明記すること。

（論文の著作権等に関する取扱い）

- 16 論文の著作権等に係る取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 本誌に掲載が決定した論文の内容は著者が責任を負うものとし、編集会議の意見により修正した場合も同様とする。

(2) 本誌に掲載が決定した論文の著作権は、本学に帰属する。ただし、論文の著者は、無許諾かつ無償で、当該著作物を再利用することができるものとする。

（論文の公開等）

- 17 本誌に掲載が決定した論文は、東京学芸大学リポジトリに登録し、インターネット公開する。

附 則

この要領は，令和5年4月11日から施行し，令和5年4月1日から適用する。